

呉市骨髄移植患者等ワクチン再接種費用助成金支給制度について

呉市では、骨髄移植手術等によって接種済みの定期予防接種の効果が失われた子どもに対して、任意で予防接種を行う際の接種費用の助成事業を行っています。

1 助成対象者

次の全ての項目に該当する方が対象です。

- (1) 骨髄移植手術等によって、定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された人。
- (2) 予防接種の再接種日において呉市に住民票がある人。
- (3) 過去に接種した予防接種が、予防接種法に規定するものであること。

2 対象となる予防接種と年齢

5種混合・4種混合	15歳未満
BCG	4歳未満
ヒブ感染症	10歳未満
小児用肺炎球菌	6歳未満
その他 2種混合(DT), 3種混合, 不活化ポリオ, 麻しん風しん混合又は麻しん又は風しん, 水痘, 日本脳炎, 子宮頸がん, B型肝炎	20歳未満

3 助成額

次のいずれか少ないほうの金額です。

- ・医療機関に実際に支払った額
- ・呉市が委託医療機関と契約している額



接種前に事前申請が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

呉市保健所地域保健課
住所 呉市和庄1丁目2-13
電話 0823-25-3525